

水道料金・ 下水道使用料の

消費税率改定についてのお知らせ

平成26年6-7月(第2期)請求分より変わります。

消費税率の改定に伴い、平成26年4月1日前から継続して水道・下水道をご利用のお客様には以下のような経過措置が適用されます。

町民の皆様方にはご負担をお願いすることになりますが、ご理解をお願い申し上げます。

【経過措置の概要】

消費税率引き上げ施行日(*1)以前より継続的に水道・下水道を使用している場合は経過措置通達により、水道料金及び下水道使用料については施行日以降、最初の検針により確定した料金に対し税率5%を適用します。

*1 平成26年4月1日

・朝日町は奇数月検針となりますので平成26年7月検針分の料金から8%が適用されます。

検 針 月	平成26年				
	3月	4月	5月	6月	7月
5月検針分 (消費税率5%)		水道ご利用期間	検針>		
7月検針分 (消費税率8%)			<検針	水道ご利用期間	検針>

7月検針以降の料金計算方法

- ・(基本料金+ 水量料金) × 1.08(消費税率) = 水道料金(10円未満切捨て)
- ・(基本料金+ 超過料金) × 1.08(消費税率) = 下水道使用料(10円未満切捨て)

【問い合わせ先】 上下水道課 TEL 377-3334

平成26年4月分からの

年金額の改定について

<概 要>

公的年金の年金額は、物価・賃金の変動に応じて年度ごとに改定されることになっており、平成26年度の改定率は、平成25年の全国消費者物価指数と過去3年間の賃金変動率から、プラス0.3%となりました。

また、現在の年金は、過去に物価が下落したにもかかわらず年金額を据え置いたことで、本来の水準よりも1.5%高い水準(特例水準)で支払われていることから、平成24年の法律改正で段階的に特例水準を解消することとしています。

このため、平成26年4月分としてお支払いする年金額から、平成26年度の改定率(プラス0.3%)と特例水準解消分(マイナス1.0%)を合わせ、3月までの額に比べ、マイナス0.7%の改定が行われます。

<平成26年4月分からの年金額改定に関するQ&A>

(1) なぜ、平成26年4月分からの年金額が下がったのですか。

公的年金の年金額は、物価・賃金の変動に応じて年度ごとに改定されることになっており、平成26年度の改定率は、平成25年の全国消費者物価指数と過去3年

間の賃金変動率から、プラス0.3%となりました。

また、現在の年金額は、平成12年度から平成14年度にかけて、物価下落にもかかわらず、年金額を据え置いたことで、本来想定している水準よりも1.5%高い水準(特例水準)で支払われていることから、平成24年11月の法律改正で段階的に特例水準を解消することとしています。

このため、平成26年4月分としてお支払いする年金額から、平成26年度の改定率(プラス0.3%)と特例水準解消分(マイナス1.0%)を合わせ、マイナス0.7%の引下げが行われるためです。

(2) いつの年金支払いから適用されますか。

改定後の年金については、平成26年6月(4月分、5月分)からのお支払となります。

(3) 新しい年金額のお知らせは、いつ送付されますか。

改定後の年金額は、年金額改定通知書でお知らせします。

年金額改定通知書は、6月13日の支払いに向け、原則として、年金振込通知書と一体となったお知らせ(ハガキ)で、6月4日以降に日本年金機構から、順次、年金受給者に送付されます。